

令和元年7月21日執行の参議院香川県選出議員選挙における
選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用）について

登録者数	人数割額	固定額	制限額
828,053 人	× 13 円	+ 23,700,000 円	= <u>34,464,700 円</u>
1 人			

（百円未満の端数は百円とする。）

○ 法定選挙運動費用の計算

$$= \frac{\text{選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数}}{\text{通常選挙における当該選挙区内の議員定数}} \times \text{人数割額} + \text{固定額}$$

（参照） 公職選挙法第194条
公職選挙法施行令第127条

参考

- 平成28年7月10日執行参議院香川県選出議員選挙 34,569,200 円
- 平成25年7月21日執行参議院香川県選出議員選挙 34,484,000 円
- 平成22年7月11日執行参議院香川県選出議員選挙 34,522,500 円